

制度改正の主なポイント

1. 「居住費」や「食費」は、介護保険の給付の対象外に

- 介護保険サービスにおいては、「居住費」※や「食費」は、保険給付の対象外となり、在宅の場合と同じように、利用者の方にお支払いいただくことが原則となります。

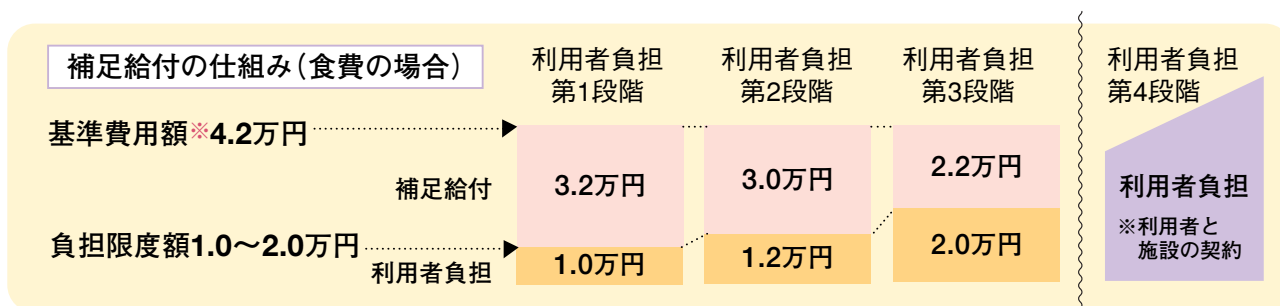
※ショートステイの場合は「滞在費」と呼びます。

- 今回の見直しで保険給付の対象から外れるのは、次の費用です。
 - ① 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)における「居住費」及び「食費」
 - ② ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)における「滞在費」及び「食費」
 - ③ デイサービス(通所介護)、デイケア(通所リハビリテーション)における「食費」

2. 所得の低い方は居住費・食費の負担が低く抑えられています

所得の低い方には負担の限度額を設定 施設には補足給付(=特定入所者介護サービス費)を支給

- 居住費や食費の具体的な水準は、利用者と施設との契約によることが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、施設には平均的な費用(=基準費用額)と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み(=補足給付)を新たに設けます。



※施設において現に要した費用が平均的な費用を下回る場合には、現に要した費用が基準費用額となります。

- 補足給付の対象となるのは、利用者負担第1段階～第3段階の方であり、具体的には、次のとおりです。

利用者負担段階	対象者
所得の低い方	第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ● 生活保護受給者
	第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
	第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村民税世帯非課税であって、(課税年金収入が80万円超)利用者負担第2段階以外の方 (266万円未満の方など)
第4段階	● 上記以外の方

施設入所されている方の約6割(特養の場合は約8割)が該当